

「市民に開かれた市議会」実現のために、
「流山市議会 I C T 推進基本計画」を実施する決議

本市議会は、平成 13 年 7 月の地方分権検討協議会設置以降、10 年来、「市民に開かれた市議会」実現のため、市議会の活性化に取り組んできた。

特に、会議規則の見直し、対面演壇方式の導入、本会議のインターネット中継、議員間協議による議会費予算の要望、一般質問の一問一答方式導入と反問権付与、専門的知見の活用、議会基本条例の制定、議会報告会の実施、議長マニフェストの実施、委員会における議員間の自由討議、I C T 技術やツールを活かした委員会のインターネット中継・電子採決など、これまで実績をあげてきた。

この一連の取り組みは日本経済新聞社実施の全国市議会改革度ランキングでは全国 806 市中第 9 位（千葉県第 1 位）と評価され、マニフェスト大賞では、最優秀成果賞と優秀議会改革賞を受賞した。

市議会の存在意義は、主権在民を基調とする民主主義の原理に基づき、また、日本国憲法に規定された二元代表制をふまえ、選挙によって選ばれた市民の代表である議員が、市民の立場に立って合議を重ね、監視・調査・政策立案・立法の機能を強化し、市民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指すことにある。

平成 21 年 10 月に全会一致で可決した「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術（I C T）の推進を求める決議を受けて、流山市議会活性化推進特別委員会で協議し、「流山市議会 I C T 推進基本計画」を策定した。この計画を議会の総意として、誠実に実施するものとする。

以上、ここに決議する。

平成 23 年 3 月 17 日

千葉県流山市議会